

平成二十一年五月十二日提出
質問第三九一号

最高裁判所裁判官の指名等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

最高裁判所裁判官の指名等に関する質問主意書

一 最高裁判所長官、判事の最高裁判所裁判官（以下、「最高裁裁判官」という。）は、内閣が指名し、天皇陛下から任命を受ける、または内閣が任命し、天皇陛下から認証を受ける者であるが、見識や能力、経験等、内閣としてどの様な基準を基に「最高裁裁判官」を指名または任命しているのか説明されたい。

二 司法試験及び法曹資格の定義如何。

三 内閣として、司法試験に合格する等の法曹資格を有していない者をこれまで「最高裁裁判官」に指名または任命したことはあるか。あるのなら、過去十年に渡るその人数並びに「最高裁裁判官」就任以前の官職等について全て明らかにされたい。

四 言うまでもなく、三権分立を旨とする我が国において、「最高裁裁判官」は司法の最高地位を占める者であるが、三で、内閣として法曹資格を有していない者を「最高裁裁判官」に指名または任命しているのなら、それは適切か。法曹資格を有していない者が「最高裁裁判官」の任に就くことは、我が国の司法の水準向上、裁判の適正な執行等に鑑みて適切であるか。政府の見解如何。

五 天下りの定義如何。

六 かつて行政官の職責にあつた者が「最高裁裁判官」の任に就いた事例はあるか。あるのなら、過去十年に渡るその人数並びに「最高裁裁判官」就任以前の官職等について全て明らかにされたい。

七 六の者のうち、司法試験に合格する等の法曹資格を有していない者はいるか。

八 かつて行政官の職責に就いていた者が「最高裁裁判官」の任に就くということは、「最高裁裁判官」の身分が行政官の天下り先となつていとも受け止められるのではないか。麻生太郎内閣総理大臣の見解如何。

九 地方裁判所、高等裁判所の裁判官に、司法試験に合格する等の法曹資格を有していない者が就いた事例はあるか。あるのなら、過去十年に渡るその人数並びに当該裁判所はどこかを全て明らかにされたい。

右質問する。